

ARIB標準規格（RCR STD-13）一部改定に係る差替版

本差替版はRCR STD-13 1.2版から1.3版への改定に伴い変更されたページを収録したものです。

社団法人 電波産業会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1
日土地ビル14階

電話 03-5510-8590
FAX 03-3592-1103

RCR STD-13 1.3版 差替案内

削除する頁	追加する頁	備考
表紙	表紙	差替
改定履歴	改定履歴	差替
9	9	差替
	9-2	追加
16	16	差替
奥付	奥付	差替



RCR STD-13
(差替版)

250MHz/380MHz 帯
コードレス電話の無線局の無線設備

250MHz/380MHz BAND RADIO EQUIPMENT
FOR CORDLESS TELEPHONE

標準規格

ARIB STANDARD

[一部改定版]

RCR STD-13 1.3 版

昭和 63 年 10 月 27 日	策 定
平成 3 年 10 月 24 日	1 . 1 改定
平成 6 年 2 月 28 日	1 . 2 改定
平成 17 年 11 月 30 日	1 . 3 改定

社団法人 電 波 産 業 会
Association of Radio Industries and Businesses

250MHz/380MHz 帯コードレス電話の無線局の無線設備標準規格

改 定 履 歴
(R C R S T D - 1 3)

改定番号	改定年月日	改 定 内 容	記 事
	1989. 4. 25	正誤表発行	第 4 回規格委員会報告
1 . 1	1991. 10. 24	適用範囲の改訂等	第 13 回規格委員会決定
1 . 2	1994. 2. 28	副次的に発する電波の強度 呼出名称の符号長等 (頁 10 ~ 12)	第 20 回規格委員会決定
1 . 3	2005. 11. 30	無線設備規則等のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値の法改正に伴い、 3.2(8)スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値及び 3.8 測定法を改定。	第 60 回規格会議

(8) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

ア 定義（施行規則第 2 条第 1 項）

「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。（同項第 63 号）

「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。（同項第 63 号の 2）

「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。（同項第 63 号の 3）

「スプリアス領域」とは、帯域外領域の外側のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。（同項第 63 号の 4）

「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。（同項第 63 号の 5）

イ 平成 17 年 12 月 1 日以降適用される許容値（設備規則別表第 3 号 22）

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1W 以下	2.5 μ W 以下	2.5 μ W 以下

ただし、経過措置がある。（設備規則（平成 17 年 8 月 9 日総務省令第 119 号）附則による。）

ウ 平成 17 年 11 月 30 日以前の設備規則に基づく許容値

(8) スプリアス発射の強度の許容値（設備・第 7 条）

スプリアス発射(必要周波数帯域外における 1 又は 2 以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射および相互変調積を含み、必要周波数帯に接近する周波数の電波発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものをいう)の強度の許容値は、2.5 μ W 以下とする。（RCR STD-13 1.2 版）

(9) 周波数偏移又は偏位

周波数偏移又は偏位（変調によって生ずる搬送波の周波数偏移又は偏位をいう。）は、変調のないときの搬送周波数より±2.5kHz を超えないものとする。

装置には、周波数偏移又は偏位が規定の値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備えているものとする。

(10) 総合歪及び雑音

総合歪及び雑音（1000Hzの変調周波数によって周波数偏移の最大許容値の70%の変調を行ったとき、装置の全出力とその中に含まれる不要成分の比をいう。）は、20dB以上とする。

3.3 受信装置

(1) 基準感度

基準感度（1000Hzの周波数で最大周波数値移の60%まで変調された希望波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪みの出力の和と雑音及び歪みの出力の和との比を12dB（12dB SINAD）とするために必要な受信機入力電圧をいう。）は、2 μ V以下とする。

(2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス

実効選択度におけるスプリアス・レスポンス（基準感度より3dB高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、400Hzの周波数で最大周波数偏移の60%まで変調された妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪みの出力の和と雑音及び歪みの出力の和との比が12dBとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比をいう。）は、50dB以上とする。

(3) 実効選択度における隣接チャンネル選択度

実効選択度における隣接チャンネル選択度（基準感度より3dB高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、400Hzの周波数で最大周波数偏移の60%まで変調された妨害波であって希望波から12.5kHz離れたものを加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪みの出力の和と雑音及び歪みの出力の和との比が12dBとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比をいう。）は、60dB以上とする。

3.8 測定法

測定法は、証明規則別表第1号1(3)に規定する総務省告示(注1)による。
前記告示に規定されない項目については一般に行われている方法によるものとする。

(注1)本標準規格 1.3 版改定時点(平成 17 年 11 月 30 日)では、平成 16 年 1 月 26 日総務省告示第 88 号「特性試験の試験方法」を指すが、その後、その告示及び告示に記載の内容が改定された場合は、最新版によるものとする。

デジタル方式自動車電話システム

標準規格

RCR STD-13 1.3 版（差替版）

（第1分冊）

昭和 63 年 10 月 1.0 版 第 1 刷発行

平成 3 年 10 月 1.1 版 第 1 刷発行

平成 6 年 2 月 1.2 版 第 1 刷発行

平成 17 年 11 月 1.3 版 第 1 刷発行（一部改定に係る差替版）

発行所

社団法人 電波産業会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1
日土地ビル 1 4 階

電話 03-5510-8597

FAX 03-3592-1103



R C R S T D - 1 3

250MHz/380MHz帯
コードレス電話の無線局の無線設備

250MHz/380MHz BAND RADIO EQUIPMENT
FOR CORDLESS TELEPHONE

標 準 規 格

ARIB STANDARD

R C R S T D - 1 3

1988年10月27日 策 定
1991年10月24日 改訂-1
1994年2月28日 改訂-2

社団法人 電 波 産 業 会
Association of Radio Industries and Businesses

改 訂 履 歴

(R C R S T D - 1 3)

改訂番号	改訂年月日	改 訂 内 容	記 事
	1989. 4. 25	正誤表発行	第 4 回規格委員会報告
- 1	1991. 10. 24	適用範囲の改訂等	第13回規格委員会決定
- 2	1994. 2. 28	副次的に発する電波の強度 呼出名称の符号長等 (頁10~12)	第20回規格委員会決定

ま え が き

財団法人電波システム開発センターは、無線機器製造者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術的条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「250MHz/380MHz帯コードレス電話の無線局の無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、利用者等利害関係者の参加を得た本センターの規格委員会の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

目 次

まえがき

第1章 一般事項	1
1.1 概 要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 準拠文書	2
第2章 標準システム	3
2.1 基本型システムの構成	3
2.2 複数子局型システムの構成	3
2.3 集中基地局型システムの構成	4
2.4 分散基地局型システムの構成	5
第3章 無線設備の技術的条件	7
3.1 一般条件	7
(1) 通信方式	7
(2) 通信の内容	7
(3) 電波型式	7
(4) 送信周波数	7
(5) 受信周波数	7
(6) 通話チャンネル間隔	7
(7) 電気通信設備との接続	7
(8) 無線回線制御方式	8
(9) 使用環境条件	8
3.2 送信装置	8
(1) 空中線電力	8
(2) 空中線電力の許容偏差	8
(3) 発振方式	8
(4) 周波数の許容偏差	8
(5) 変調周波数	8
(6) 隣接チャンネル漏えい電力	8

(7) 占有周波数帯幅の許容値	8
(8) スプリアス発射の強度の許容値	9
(9) 周波数偏移又は偏位	9
(10) 総合歪及び雑音	9
3.3 受信装置	9
(1) 基準感度	9
(2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス	9
(3) 実効選択度における隣接チャネル選択度	9
(4) 実効選択度における相互変調特性	10
(5) 局部発振器の方式	10
(6) 局部発振器の周波数変動	10
(7) 総合歪及び雑音	10
(8) 副次的に発する電波等の限度	10
3.4 制御装置	10
3.4.1 呼出名称記憶装置	10
3.4.2 識別装置	13
3.4.3 キャリアセンス	13
3.4.4 通話チャネルの選択	13
3.4.5 制御チャネルにおける電波の発射	13
3.4.6 電波の発射の停止	13
3.5 回線接続手順	14
3.6 空中線	15
(1) 空中線の構造	15
(2) 空中線の利得	15
(3) 空中線の使用区分	15
3.7 その他	15
(1) 筐体	15
(2) 呼出名称等に係る表示	15
(3) 技術基準適合証明に係る表示	15
(4) 端末機器の技術基準適合認定に係る表示	15
3.8 測定法	16
参 考 特定無線設備技術基準適合証明	17
規格委員会委員名簿	19